

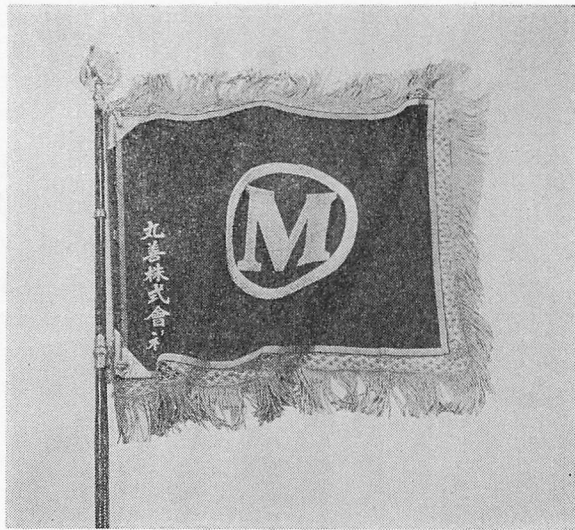
第二十章 士氣 昂揚

一 社旗の制定

さてどんな商売でも、それが経営者・従業員・顧客の三要素から成り立っているのは言うまでもない。尤も小規模な商売では、経営者即従業員というのもないではないが、会社と名がつけば、数の多寡は別としても、必ずこの三要素を具えているものである。そして商う側から言えば、先ず従業員が第一線の闘士と言うべきであろう。顧客の獲得、従って営業成績の向上は、懸かって彼らの双肩にある。人に人格があるように店の風格即ち店風を如実に具現するのが従業員である。故に従業員の物腰・態度が業績に大きな影響を与えるのである。丸善は草創当時から一貫して徒弟・社員の教育訓練を重要視して来た。そして従業員も又、創設者の精神を体して互に一致協力し、社運興隆に寄与して来た。先に設けられた従業員の相互扶助・共済福祉を趣旨とする丸善共済会の設立もその現われの一つであった。しかし協力と言い、結束と称しても、団結というも所詮は抽象的な觀念にすぎない。どれだけ巧妙な構機をつくり、個人の利害得失に共通した保障制度を設けて見ても、人の和が乱された時には、一朝にしてくずれ去るのがこうした觀念の大きな弱点でもある。この弱点を少しでも矯め直し、より以上にその紐帯を堅くするには、指導者の絶え間ない鞭撻と、士気を鼓舞する努力とが必要であるが、それよりも容易な方法は、この人の和

なった。

丸善の社旗が設定された由来については、記録がないから審^{つぎ}らかでないが、古老の話す処によると、昭和の初めごろから、メリンス製紫紺地に白色のM字のマークがついた旗が、運動会やその他の催しの時に掲揚されたと言う。丸善共済会が創設されたのが、昭和四年九月であったから、恐らくはこれと前後した時代につくられたものではな



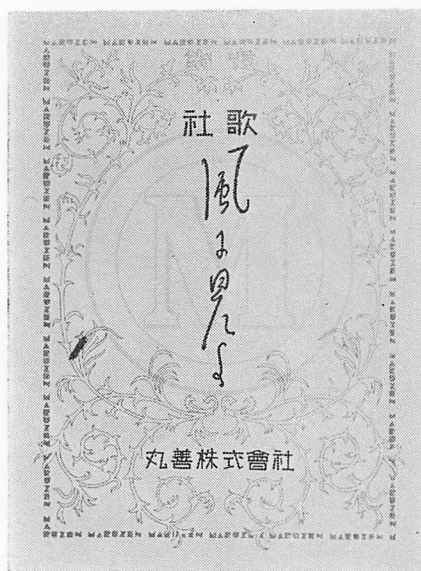
社 旗

を表徴する何らかの具体的なものをつくることである。むかし部族が移動し、侵寇し、行進した時、彼らは常にトーテム・ポールを先頭に掲げた。部族の祖先を表わす単純な神像を仰ぎ見る時、彼らの士気は昂揚し、どんな難関をも容易にのり越えることが出来た。安穩の場所を得て一夜を過すような場合には、何よりも先ずトーテム・ポールを飾って感謝の祈りを捧げた。「この旗^{はた}の下に」「その旗を仰ぐ」の旗幟は、トーテム・ポールが進化したものであり、旗指物、軍旗などもみなその例に洩れない。こうして各人に共通した理念を表徴する風習が広く行われるようになり、国家の表徴は国旗に、団のシンボルは団旗に、学校の理想は校旗に、会社の旗色は社旗によって鮮明にされるように

かろうか。昭和十二年、日華事変が起ってから、会社を代表する旗旒を掲げる機会が多くなったので、同年九月に、羽二重製縦六八cm、横九七cm、総^{ふさ}なしのものがつくられ、一応社旗として使用された。その後社員の中から入隊するもの、応召するものが、日を逐うて激しくなり、その度毎に社旗を掲揚する機会が多くなったので、その都度正式な社旗制定の要求が社員のうちから起った。そこで重役間でもその必要を認め、前記のものの方に金色の総をあしらった現在の旗を正式の社旗と定め、皇紀二六〇〇年に当る昭和十五年正月元旦から、この新しい社旗を一斉に掲揚することになった。その前年の昭和十四年十一月十八日、昭和別館の階上に、氏神日枝神社の神官を迎え、本・支店及び各出張所に交付する新調の社旗十三旒の入式を行い、その後新社旗一旒に当日撮影の写真二葉を添え、各支店・出張所に直送した。

二 社歌の撰定

かくて新しい社旗の下に結集した社員の意気は大いに上り、そのため事変下の困難な業務をよく克服して商況を好転せしめた。こうした社旗制定の要望と前後して、社歌の制定を希望する声が青年社員から起り、忽ち社員全体の願いとして重役に齎^{もたら}された。これまでは記念式典や何かの集りがあって歌の斉唱が必要とされた時には、必ず「君が代」の国歌が歌われた。国民としてはそれが当然のことであったが、国歌は競技の応援歌としてはふさわしくない。それに国歌を斉唱する時は、あくまで厳肅でなければならぬ。とすれば一つの団体を代表する歌であると同時に、どんな場合にでもうたえる歌があってもいいわけである。例えば、早稲田、慶応、明治の校歌の如く、



社歌「風に見よ」

学校の理念を現わす歌であると共に、応援歌にも利用されているようなものが欲しかったのである。殊に日華事変が始まってから、同僚先輩社員で応召するものが多くなり、その壮途を祝福するためにも、それに合うような社歌が持ち度かった。この進言要望は勿論重役陣の望む処であったから、早速社員中から歌詞を募集した結果応募作品三十篇を得たので、慎重審議の上、一応本社囑託水木京太の審査を乞うたが、遺憾ながら適當なものが得られなかった。そこで十二年の暮になってその作詞を北原白秋に依頼した。当時白秋は病床に親しんでいたが、苦吟すること半歳、十三年六月十六日に社歌「風に見よ」三聯を完成した。流石に巨匠の吟誦は、片言隻句のうちに丸善の精神と伝統とを賞め称え、しかも驕ることなく気品の高いものであった。即ち――

一、風に見よ 香高く

漣と光来るもの

新らし 清にとらへよ

鳴りひびく紫紺の旗

丸善 文化の開港

丸善 季節の地球

二、額に見よ 真ふかく

命あり言葉あるもの

無^む辺^{へん}ぞ 我^{われ}等^ら探^{さぐ}らむ

いざ照^てらせ 灯^ひあしの華^{はな}

丸善 文化の学鑑

丸善 かがやく宝庫

三、道に見よ 歩み堅く

才^{さい}あり翼^{つばさ}添^そふもの

我^{われ}が富^{ひと}他^たと幸^{さいは}ふ

常^{とこ}響^きけ国^{くに}士^しの魂^{たま}

丸善 文化の把^へ手^{しゅ}

丸善 時代の羅針

歌詞は已にこのように成ったが、次は作曲が問題になった。作詞者の意図するものをメロディーに現わすことは非常に困難な技であり、作曲の如何によっては折角の名作も価値を失ってしまう。そこで作曲者の撰定についてはより以上の慎重を期したが、幸いにして白秋の斡旋により山田耕作の快諾を得、わずかに五日間の時をおいて同年六月二十一日に名曲が出来上った。

こうして立派な社歌が出来たからは、一刻も早く全社員に覚えさせたいのが人情であるが、何しろ社員には時間

的制約があるので、全部を一堂に集めるのは不可能である。そこで考え出したのがレコードによる教授であった。山田辨作もこの方法に全面的賛意を寄せ、自ら立って指揮棒をふるい、片面にはオーケストラ（コロンビア吹奏楽団）、片面にはピアノの伴奏による歌詞の吹込み（歌手伊藤久男）を終り、昭和十四年、時宛も丸善創立七十周年を記念してこの社歌を発表した。

三 社史の編纂

丸善創立七十周年記念事業と云えば、その創業が明治二年（一八六九）で、昭和十四年は創業の年から数えて正に七十周年に相当するわけである。唐の詩人杜甫が曲江詩のうちに「人生七十古来稀」と云うように、丸善七十年の歴史は一朝一夕にして成ったものではなかった。創業者早矢仕有的を始め、その業を継いだ多くの先覚が歩んだ荆棘の道が、七十年の歳月を経て、この輝ける頂上に達したのである。しかも丸善社運の消長は、わが国文化史にも重大な関係を持つものであるから、その意味でも是非「丸善社史」を編集しておかねばならなかった。そこで昭和十二年十月一日社内「社史編纂係」なるものを設け、文学博士幸田成友を顧問に、連絡係として監査役小柳津宗吾を、他に専任係員として弥吉光長やよしみをおいてこの仕事に当ることとした。しかし丸善は再三の火災に遭い、殊に関東大震災には一物も残さず消失してしまったので、史料の蒐集は殆んど不可能であった。そこで、昭和十二年十月号の「学鑑」に次のような広告を掲げ、関係者各位の援助に期待した。

社史編纂に就いての御願

新日本の開扉と共に創設しました弊社は、爾來文化的パイロットを不斷の使命として、業を積むこと將に七十年に垂んとしてをります。此機会に於て詳密な社史を編纂することは、單に弊社の私事たるに終らずわが文化発展の一外史を成す所以と存じ、今秋來特に社史編纂係を設け、銳意之が完成に努めることになりました。然るに御承知の如く本社は再三の火災に依つて、記録文書等も過半焼亡の厄に遭ひ、其資料蒐集に當面して、甚だ困難を感じつつある次第でございます。

就而は日頃の御眷顧に甘へた御願でございますが、左記史料御所蔵の方は是非御一報賜りたく、弊社蒐集済みのものと重複せざる場合、暫時御貸与の程願上げます。なほ史料御所蔵の向或は事情に通ぜらるる故老と御入魂の節は、御面倒ながら御紹介もいただきたく、これまた御一報下さらば幸甚に存じます。もとより拝借品の取扱は責任を以て十分注意致しますから、何卒御好意ある御助力を賜はるやう、切に御願申上げます。

一、日記・往復書類・備忘録の類

一、写真・絵画・図版・新聞雜誌記事の類

一、弊社出版圖書及広告冊子類

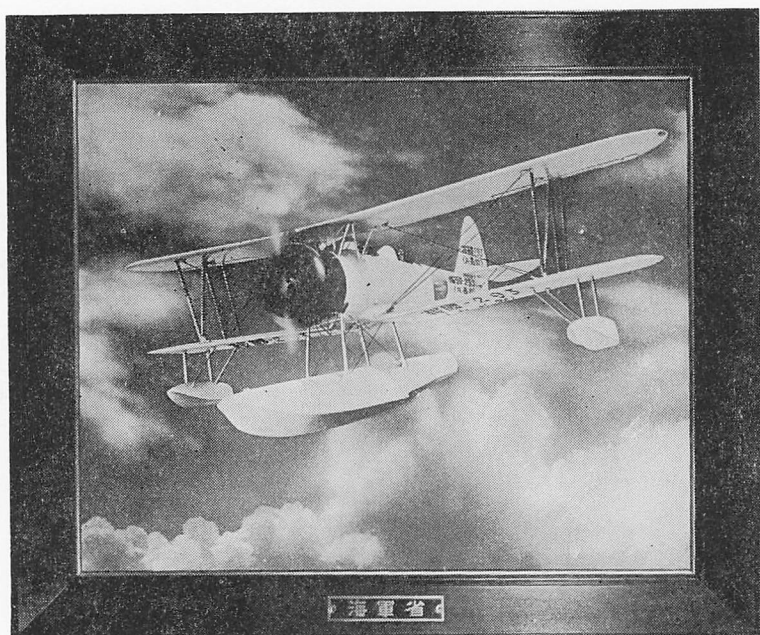
一、決算報告・考課狀の類

一、其他丸善に関する文献一般

昭和十二年十月

丸善株式會社

勿論これ許りに頼り、徒らに手を拱ぬいているわけではなかった。八方手を尽し、所謂草の根をわけて史料を採



機行飛納獻

し求めた。丸善旧知の人を求めては、仮令一片の紙ぎれでも丸善に關係あるものは、これを借覽し、古老を訪問してはその談話を聞き、史料蒐集に全力を傾倒した。ところが、この計画がようやく緒についた翌十三年五月、弥吉は一身上の都合で辞任したため事業遂行に支障を來たしたが、時間的に厳しい制限がある為、十月から専任者を今井林太郎、広瀬剛太郎の二名に増し、他に元和書仲間課長明石藏吉を会社側の助手として陣容を立て直した。かくして十五年八月に及んで、漸く「丸善社史」の初稿を脱稿するに至った。

しかしながら創立七十周年の当年を迎えても、日華事変は一向に終結を見ず、却って皇軍は中国大陸内部に侵透し、更に北は蒙古から、南は南部支那にまで戦線が拡大し、いつ果てるかの見通しさえ立たない状態であった。そこで丸善でも七十

周年の記念行事一切を取り止め、その費用予定金額を国防費として陸・海軍に献金することとし、十四年二月二十七日荒川取締役が陸・海軍両省に出頭し、各三万円宛合計六万円を献金する手続きをとった。海軍ではこの献金をもって水上偵察機一台をつくり、同年七月八日茨城県霞ヶ浦航空隊飛行場で、他の献納機十一台と共にその命名式が行われた。当日には海軍側からの招待によって金沢社長以下荒川、八田、鈴木、金原の各取締役、小柳津、川村の両監査役等二十一名が列席し、愛児の誕生を寿ことほいだ。愛児の名は即ち「報国機第二九三号 丸善号」。

四 応召社員の処遇

話はやや遡るが、明治の世代に強調された富国强兵策が、時代の進展につれて新しい様式にすりかえられ、昭和三年に始まったラジオ体操が、凡そ十年の歳月を経ている間に国民各層に普及し、これを国民体操と名付け、新しいムードで、国民全体の心身鍛錬の手立てとして、鳴物入りで大いに奨励した。丸善の社員が出社するや、本社前の日本橋通りに飛び出し、一斉に手を挙げ足を振ったのも、日華事変が始まって間もなくのことであった。

ところで、応召者に対する給与金の規定は、内規として已に定められ、第一次世界大戦や大正九年のシベリア出兵などの時、その都度改定されて来たが、日華事変が起るや、戦場にかり立てられる国民の数も日増しに多くなり、丸善でも社員の応召数が、目立ってその数を増して行った。そこで重役会に於いても、当然この事が論議された結果、昭和十二年七月二十三日次のような令達を重役室の名で、各支店・出張所宛通告した。

令達十二ノ九

昭和十二年七月廿三日

重役室

内規第四十八条中従軍ニ関スル部分ヲ左ノ通り改正ス

戦役又ハ事变ノタメ召集ニ応ジ入隊シタル者ハ除隊ニ至ル迄ノ期間左ノ給与ヲナス

一、妻帯者ハ月俸（又ハ日給）ノ七割

二、独身者ハ右ノ半額

但家庭ノ事情ニ依リ更ニ考慮スルコトアルヘシ

三、入隊ノ際餞別トシテ妻帯者ヘ金参拾円、独身者ヘ金拾五円ヲ給ス

これに呼応して丸善全社員の親睦団体である共済会に於いても、給与金細目の改訂を行い、共済会会長の名を以て、次のような通告を会員全部に配布した。

通 告

本会ハ給与金細則第廿節ノ条項ニ基キ理事会ニ於テ左ノ特別給与金ノ支出ヲ決議シ今回北支事变ノ為メ召集セラレタル者ヨリ之ヲ施行ス

会員ニシテ事变ノタメ召集ニ応シ入隊シタル者ハ除隊ニ至ルマデノ期間左ノ支給ヲナス

一、妻帯者 月俸（又ハ日給）ノ三割

二、独身者 右ノ半額

但シ家庭ノ事情ニ依リ更ニ考慮スルコトアルベシ

三、入隊ノ際饑別トシテ妻帯者ヘ金貳拾円、独身者ヘ金拾円ヲ支給ス

昭和十二年七月二十三日 共 済 会 長

（丸善共済会誌昭和十二年八月十日九五号）

その他に共済会としては出征会員へ新聞を送る企てをなし、左の如く会員諸君の協力方を懇望したのである。

日夜幾多の艱難を冒し、身を鴻毛の軽きに比して、皇国の為奮闘しつつある会員も既に四十名に達せんとし
て居ります。

これ等忠勇なる将兵の心を、能ふ限り慰励することは我々会員に課せられた当然の責務であると思ひます。
そこで我々の僅かな心遣ひでも、其目的の一部分を果すことが出来ると思ひまして、今回出征中の会員全部へ
連続的に新聞を発送することを企てました。然し少数の慰問係だけで実行することは到底至難と考へますので、
会員全体の御尽力を煩はし度いと思ひます。左の様な方法で早速実行に移り度いと思ひますが、各組の受持期
間と、出征者のアドレスは其の都度御通知申上りますから何卒御協力を願ひます。

方 法

一、本部全体及支部全体を竝行して各凡そ二十組に分ける（一組の人数約三十五名）

一、別に定むるスケジュールに依り、各組は割当てられた期間の新聞を纏めて出征者全部へ郵送する（二日分の予定）

一、郵送料は各組で負担して頂くこと

一、差出人は個人名を用ひず、課名位迄にすること。

大体以上の様な方法で一組が二日分宛を受持つて順次リレー式に発送することになりますから二十組ですと四十日に一回の割になります。

以上

昭和十二年十一月 共済会慰問係

（丸善共済会誌昭和十二年十一月十日九八号）

然るに戦局は、政府が所期したところのものと全く相反し、中国大陆に於ける戦場は拡大するばかりであった。

このため中支方面軍、上海派遣軍を廃し、中支那派遣軍を編成し、中華民国維新政府を南京につくらせた昭和十三年初頭から初まる对中国政策は、国民に対しても、いよいよきびしい協力を働きかけ、その現われの一つとして国家総動員法が公布された。赤紙の令状一枚により召集される国民は、都鄙を問わず、年齢層も大幅に引き上げられ、

白髪交りの中老の姿さえ数多く見られるようになった。銃後を守る丸善も、ご多分に洩れず、幾多の青少社員が歓呼の聲に送られて出陣して行った。これがため、三度応召に対する給与改定に迫られ、次のような示達を行った。

庶状 十四ノ十三 昭和十四年四月廿八日

庶務部

左記ノ通り令達相成候

今事変中一般入営者（応召及び現役）ニ対スル給与金規定ヲ左ノ通り改正シ来ル五月一日ヨリ実施ス

内地勤務ノ場合

独身者 月俸又ハ月俸相当額ノ十分ノ一

外地（満洲及其他ノ守備地）同上

十分ノ二 妻帯者（将校以外）月俸又ハ月俸相当額ノ十分ノ七

戦地（北中南支）同上

十分ノ三・五

入営餞別金

独身者 金拾円
妻帯者（将校共） 金貳拾円

◎現ニ応召内地又ハ外地ニ勤務シ令達第十二ノ九号ニ依ル給与ヲ受ケ居ル者ニ付テハ向フ三ヶ月間ヲ限り旧規定ノ給与ヲ為ス

◎現役（又ハ応召者）ニシテ入営ノ際入営手当（一時金）ノ支給ヲ受ケ現ニ入営中ノ者ニ対シテハ自今新規定ニ依リ給与ヲ為ス

◎将校ハ妻帯者ト雖モ独身者ト同一ノ給与ヲ為ス

◎朝鮮、台湾、樺太等ノ外地ヘ内地ヨリ入営シタル場合ハ外地勤務ノ給与ヲ為ス

五 特設防護団の結成

この頃、国民服と称するものが現われた。軍服に似た五つボタンのカーキ色の男子用で、これ一着さえあれば仕事着・訪問着・儀礼着に兼用されると云う便利なもので、生地はスフ混紡のものが多かったが、未だ戦局が銃後にまで及んでいなかったのもので、普及率は案外低く、絹物を着用したり、モーニングを使用したりするものも相当数にのぼっていた。これに対して女子用としては、東北地方の農家の婦女子が常用していた所謂モンペと称する一種のズボンが奨励された。厚着をした婦人が、これを着用すると、下しもふくれがして一見褌のようなグロテスクな感じであったが、保温用としても、日常活動にも便利であったから、この方は案外早く女性の間に普及して行った。政府が国民服とモンペの奨励に力を入れたのは、木綿の使用を極度に抑えるためと、国民を軍国調一色に染め上げんとした、いわば一石二鳥の効果をねらった作戦であることはいうまでもなからう。「八紘一字」の大命題から、「臣道実践」「一億一心」などのスローガンを追討ちに掲げ、大政翼賛会の結集によって御用政党を作ると、「上意下達、下意上通」の美名の下に、全国の市町村に隣組制度を布設した。江戸時代已に設けられていたこの制度を、昭和の御代に復興したともいえるだろうが、戦時下における銃後の守りとして組織された点では、前者と大いにその意義を異にする。

とんとんとんからりと隣組

格子をあければ顔なじみ

まわしてちょうだい回覧板

知らせられたり知らせたり

と云う国民歌謡『隣組』（岡本一平作）の歌詞が示すように、和やかな親睦機関であるかのような感じを与えるが、無数のピラミッド型の団体をいくつにも積み重ね、更に大きなピラミッド型をつくり上げたこの制度は、結局は頂上の一点にしぼり上げた強力な統制機関にされてしまった。それにも拘わらず平易でユーモラスなこの曲は、忽ちにして国民の間に流布し、老も若きも、みな楽しげに歌ったのである。

十六年十月三十一日には、国民勤労報国協力令が公布され、男子は十六歳以上四十歳未満、女子は十六歳以上二十五歳未満の者に、青壮年登録制が実施され、已にその前年の七月十五日から始まっていた所謂白紙徴用と云う、国民徴用令に基く徴用が、いよいよ苛しくなって来た。不急産業または平和産業といわれる企業に従事する社員・工員は、この一枚の白紙によって、他の重要産業に職場転換を余儀なくされた。丸善では、その生産部門の一部は、軍の特需を受けていたから、軍需工場に指定され、従業員の徴用はからくも免れたが、販売部門の人達の多くは、好むと好まざるに拘わらず転職を強いられる破目となり、従業員数は目立って減少して行った。そうした中で残留社員の力によって、自己保全、首都防衛の一環として特設防護団が編成された。団長には荒川実社長が就任し、次のような極めて「丸善」らしからぬ告示を出している。

丸特防告一号（昭・十六・六・十六）

告 示

丸善特設防護団団長

丸善特設防護団昭和十六年度の団員編成を了し、本日之を発表するに至る。茲に団員は本日より真摯なる訓練活動に入らんとす。今や世界の情勢は日に險にして明日を予測すべからず。国土防衛の緊要なるは敢て言を要せず。国民挙げて担ふべき責務なり。丸善特設防護団は自家防護を主目的とするも、その直接管理統轄は当該官公署に属するものにして、単に一会社の防護団たるのみならず、国家の必要防護施設と言ふべきなり。

今回編成を見たる団員に対しては上述の使命と重責に基き直ちに真摯なる訓練活動に入るべく訓告したるも、一般社員も亦準団員たるの覚悟と自制とを怠るべきにあらず。来るべき年次に於て必ず負ふべき団員たるの責務を思ひ、行動中の団員に対しては之が支援を惜まざるは勿論、訓練其の他団の必要に応じて出動を命ぜられたる団員不在中の事務は率先代行し社務の渋滞を来さしめざる様努むべく、又命令ありたる場合は執務中と雖も絶対に之に服従し団員の訓練をして成果あらしむべく協力し軽々たる批判言動は嚴に之を慎むべし。

茲に昭和十六年度丸善特設防護団団員の編成に際し右告示す。

かくて東条英機ならば青年将校を圧え、日米開戦が避けられるだろうと考えた重臣たちが、後継内閣の首班に彼を奏請したのであったが、その期待は裏目に出で、肇国以来の大危機に晒されるようになった。